

## ICT 教育推進協議会の年会費に関する細則

ICT 教育推進協議会の年会費については、以下のとおり定める。

- (1) 年会費は、当該年の4月1日から翌年3月31日までの1年間の会費とする。
  - (ア) 賛助会員:1口10万円
  - (イ) 一般会員:無料
  
- (2) 年度途中の入会に係る場合であっても、年額を納入するものとする。なお、年度途中の入会の場合の年会費は入会日から起算して60日以内に指定の銀行口座に振り込むものとする。
  
- (3) 年度初めに入会した場合ないし、既存の会員がその更新を行った場合の年会費は、当該年の6月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。
  
- (4) 会計年度途中で退会した場合についても、当該年度の会費を納めなければならない。納入された年会費の返還は行わない。

### 【附則】

1. 初年度(平成22年度)の会費は、賛助会員、一般会員ともに無料とする。
2. 本細則に定める会費額は、平成26年度(平成27年3月31日まで)は見直さないものとする。
3. 本細則に定める会費額は、平成28年度(平成29年3月31日まで)は見直さないものとする。
4. 本細則に定める会費額は、平成30年度(平成31年3月31日まで)は見直さないものとする。

平成22年12月6日 制定

平成27年4月23日 改定

平成29年4月24日 改定